

概要版

播磨町

人権尊重のまちづくり 推進計画

HARIMA

令和8(2026)年3月
播磨町

(((計画策定の趣旨)))

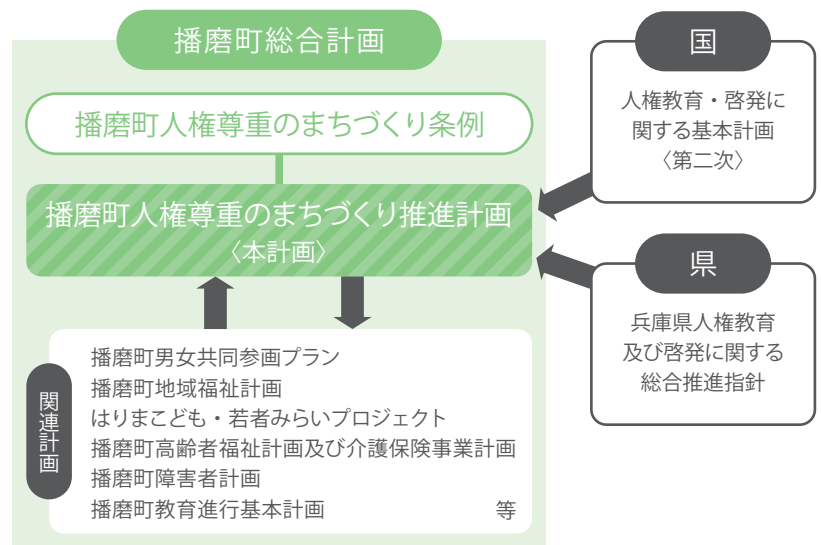
播磨町では、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、「播磨町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

同条例の施行を受け、人権尊重のまちづくりを推進していくために、本計画を策定します。

(((計画の位置づけ)))

本計画は、人権尊重のまちづくり条例第8条に基づく「人権施策を推進するための計画」です。

策定にあたっては、国・兵庫県の計画や指針を踏まえるとともに、町の関連計画との連携・整合を図っています。



(((計画の期間)))

計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間です。

なお、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要に応じて見直しを行います。

(((本計画の推進とSDGs)))

「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの理念は、人権尊重のまちづくり条例の理念とも深く関連しています。

本計画においても、目指す方向性を同じくするSDGsの理念及び内容を踏まえながら、取組を推進していきます。



(((計画の体系)))

目指す将来像

差別や偏見をなくし、全ての人の人権が尊重され、 誰もが自分らしく生きることのできる播磨町の実現

全ての町民等が、不当な差別や偏見にさらされることなく、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることのできるまちの実現を目指します。

重点施策 播磨町人権尊重のまちづくり条例の効果的な推進

1

人権尊重のまちづくり条例の
周知・情報発信

2

不当な差別的取扱いの
解決に向けた体制の充実

3

協働による人権尊重のまちづくり
の意識と機運の醸成

分野横断的な施策の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進と
学習機会の提供
- 3 人権相談・支援体制の充実
- 4 関係機関・関係団体
との協働
- 5 インターネット上の
人権侵害に対する取組

様々な人権課題についての取組の推進

- (1) ジェンダー平等
- (2) こども
- (3) 高齢者
- (4) 障がい者
- (5) 部落差別(同和問題)
- (6) 外国人
- (7) 感染症の患者等
- (8) 性的マイノリティの人々
- (9) その他の人権課題

アイヌの人々、ハンセン病患者・元患者及びその家族、
刑を終えて出所した人等、犯罪被害者及びその家族、
北朝鮮当局によって拉致された被害者等

重点施策

播磨町人権尊重のまちづくり条例の効果的な推進

令和7(2025)年4月に施行された「播磨町人権尊重のまちづくり条例」の効果的な推進に重点的に取り組みます。

1

人権尊重のまちづくり条例の周知・情報発信

- 人権尊重のまちづくり条例の基本理念や、条例が定める町、町民等、事業者、関係団体等の責務について、広く周知します。
- 不当な差別的取扱いを受けた人やその家族等が相談できる窓口について、周知します。
- 不当な差別的取扱いを解決するための助言やあっせんの申し立てや、それを受けた町の取組について、わかりやすく情報発信します。

2

不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実

- 町民等が不当な権利侵害を受けた時に、適切な相談が受けられるよう、専用の電話相談を実施します。
- 相談支援に必要な人員を確保し、相談員の知識や技能の向上のための研修を行います。
- 人権侵害事案等について、適切な対応が取れるように役場内で情報共有する体制を作ります。

3

協働による人権尊重のまちづくりの意識と機運の醸成

- 人権尊重のまちづくりは、行政だけではなく、町民等、事業者、関係団体と協働して進める必要があります。情報発信や学習機会の提供等を行い、一人ひとりが主体的・積極的に人権尊重のまちづくりに取り組む意識づくりをします。

人権尊重のまちづくり条例とは…

誰もが一人一人異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として人権尊重のまちづくりを行うことを基本理念としており、不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実を図るための具体的な取組を定めています。また、行政だけでなく、町民等、事業者、関係団体、関係機関が協働して人権尊重のまちづくりに取り組むことを示しています。

人権尊重のまちづくり条例について
もっと詳しく知りたい人はこちら



分野別施策

1

分野横断的な施策の推進

幅広い人権分野に共通する課題に対し、分野横断的な施策を推進します。

1 人権教育の推進

就学前施設、小学校、中学校のそれぞれの発達段階に応じ、あらゆる教育活動の中で人権について学ぶ機会を確保します。

[取組の柱]

学校教育における人権教育の推進 / 人権教育の充実に向けた教職員向け研修の実施

2 人権啓発の推進と学習機会の提供

人権教育を生涯学習の基盤として位置づけ、家庭・地域・職場といった生活のあらゆる場において、ライフステージに応じた学習・啓発が行われるよう取り組みます。

[取組の柱]

人権啓発活動の推進 / 住民による主体的な人権推進活動の支援

3 人権相談・支援体制の充実

人権にかかわる様々なニーズに対応した相談・支援体制の構築に取り組みます。

[取組の柱]

人権相談体制の充実 / ワンストップ窓口の設置 / 孤独・孤立対策の推進

4 関係機関・関係団体との協働

関係機関・団体との協働の体制の強化を図り、共にまちづくりに取り組む関係づくりを推進します。

[取組の柱]

関係機関、関係団体との連携体制の充実 / 関係団体の活動に対する補助・支援

5 インターネット上の人権侵害に対する取組

インターネット上の人権侵害の被害の防止と対応に取り組みます。また、加害者とならないための教育・啓発を強化します。

[取組の柱]

インターネットリテラシーに関する研修の実施 / インターネットモニタリングの実施

2

様々な人権課題についての取組の推進

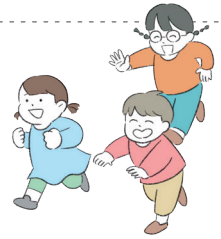
様々な人権課題に対し、それぞれの社会的、歴史的な文脈を踏まえた個別の取組を推進します。

1 ジェンダー平等

一人ひとりが自由な選択で自分の願いを実現でき、みんなで支え合い安心して暮らせるまちの実現を目指し、関係部署で連携して取組を推進します。

[取組の柱]

男女共同参画の推進 / DV等に対する相談・支援体制の充実



2 こども

「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」を制定し、こどもの権利を保障し、豊かなこども期を過ごすことができるよう、家庭・こども関係施設・地域等と連携して、地域づくり・意識づくりを推進します。

[取組の柱]

こどもの権利に関する啓発 / 支援が必要なこどもに対する相談支援体制の充実
いじめ対策の推進

3 高齢者

高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、地域包括支援センターや成年後見センターと連携しながら様々な施策を推進します。

[取組の柱]

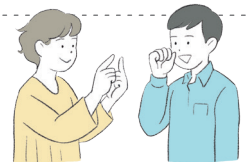
地域包括ケアの推進 / 高齢者虐待防止に関する取組の充実
成年後見制度に係る相談体制の充実・利用促進 / 高齢者の社会参加の促進

4 障がい者

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰一人取り残されない共生のまちの実現を目指し、各施策の分野分けに捉われない分野横断的視点に留意しながら、施策や取り組みを推進していきます。

[取組の柱]

障がい者に対する理解促進 / 合理的配慮の推進 / バリアフリーの推進
インクルーシブ教育の推進 / 障がい者虐待に関する取組の充実



5 部落差別（同和問題）

播磨町人権・同和教育研究協議会をはじめ関係団体と連携しながら地域・家庭・学校園・職場・行政が協力し、あらゆる場において、共生のまちづくりを推進し、人権尊重の「共に生きよう ふれあいのまち」宣言の実現に努めます。

[取組の柱]

部落差別（同和問題）に関する啓発 / 研究大会、研修会の開催



6 外国人

日本語教室の開催や外国にルーツを持つ小中学生に対する多文化共生サポーターの派遣等の支援を行うとともに、地域における国際交流と多文化共生の取組を促進することで、文化的多様性を認め合い、国籍や民族の違いに関わらず地域で共に生活できるまちづくりを進めます。

[取組の柱]

播磨町国際交流協会の活動支援 / 日本語教室の開催 / 外国人児童生徒への支援

7 感染症の患者等

感染症対策の基本方針の一つとして基本的人権の尊重を掲げ、感染者やその家族、医療関係者等が誹謗中傷等の差別的取扱い等を受けることのないよう努めます。また、高齢者やこども、外国人等が必要な情報を入手できるよう配慮します。

[取組の柱]

感染症についての正しい知識の啓発

8 性的マイノリティの人々

性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性表現にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生き、その生き方を認め、支えあうことができるまちを目指し、環境づくり・意識づくりに取り組みます。

[取組の柱]

パートナーシップ制度の周知 / 性別等にとらわれない多様な生き方を尊重する住民意識の醸成

9 その他の人権課題

アイヌの人々、ハンセン病患者・元患者及びその家族、刑を終えて出所した人等、犯罪被害者及びその家族、北朝鮮当局によって拉致された被害者等

多様な人権課題や、社会や環境の変化によって生じる新しい課題について、関係機関、関係団体と連携しながら、町民等の理解を深める取組を推進します。

[取組の柱]

各種団体等への活動補助 / 各種啓発活動の推進

計画の推進と進捗評価について

- 全ての町職員が豊かな人権感覚を養うために人権について学ぶとともに、関係部局が連携して施策を推進します。
- 町民等・事業者・関係団体・行政がそれぞれの役割を担いながら、協働して人権尊重のまちづくりを推進します。
- 施策・事業の進捗状況について、行政における評価、当事者や専門的な知見を有する委員を含む委員会等における評価をそれぞれ行い、必要に応じてその内容を見直すことで、計画の効果的な推進を図ります。



(((

人権に関する相談窓口

)))

みんなの人権110番

(全国共通人権相談ダイヤル)

[平日午前8時30分～午後5時15分まで]

0570-003-110

こどもの人権110番

(いじめなどの電話相談窓口)

[平日午前8時30分から午後5時15分まで]

0570-007-110

LINEじんけん相談

(チャット人権相談)

[平日午前8時30分から午後5時15分まで]

友だち追加は
こちらから!



インターネット人権相談

下の二次元コードをバーコードリーダーで
読み込んで接続してください。

相談は
こちらから



(((人権に関する播磨町の相談窓口)))

困りごと相談

[毎月第2・第4木曜日(祝日を除く)13時～15時]

[場所：播磨町福祉しあわせセンター(南大中1丁目8番41号)]

- ・播磨町人権擁護委員が相談をお受けします。
秘密は厳守します。

人権ホットライン

人権やさしいダイヤル[相談受付時間：平日9時～17時]

- ・相談は町職員がお受けします。秘密は厳守します。

079-490-8341

各種相談窓口・支援センター等

相談窓口	電話番号	内容
播磨町役場(東本荘1丁目5番30号)		
人権推進室(健康福祉課)	079-435-0311	人権尊重のまちづくりの推進、 人権侵害に関する相談・支援
こども支援センター(ふれあいルーム) (教育委員会地域学校教育課)	079-435-0545	不登校、問題行動等、発達等に関する相談・支援
こども家庭センター(こども課)	079-435-2367	家族との関係や家庭の問題などについての相談・支援
消費生活センター(産業環境課)	079-435-1999	契約トラブル等についての相談、消費生活に関する 情報提供
総合福祉センター(宮北1丁目3番5号)		
総合相談	079-430-6000	どこに相談していいのかわからない悩みや困りごとの 相談
障害者基幹相談支援センター	079-430-6000	障がいのある人やその家族、支援者の相談・支援
地域包括支援センター	079-435-1841	高齢者の総合的な相談・支援、必要なサービスの調整
成年後見センター	079-435-8801	成年後見制度に関する相談と利用支援
児童発達支援センター	079-490-8376	こどもの発達や発育、療育についての相談・支援

播磨町人権尊重のまちづくり推進計画 [概要版]

令和8(2026)年3月

播磨町福祉保険部健康福祉課(人権推進室)
播磨町教育委員会地域学校教育課

計画本編は
こちらから

